

○ 金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（平成二十八年内閣府令第二十五号）

改正案	現行
<p>附則 第一条（略）</p> <p>（新金融商品取引業等に関する内閣府令第二百二十三条第一項第二十一号の五及び第二十一号の六の規定の適用に係る経過措置）</p> <p>第二条（略）</p> <p>（証拠金の預託等に係る経過措置）</p> <p>第三条 当分の間、新金融商品取引業等に関する内閣府令第二百二十三条第一項第二十一号の五中「相手方に貸付又は預託（以下この号及び次号において「預託等」という。）をする証拠金」とあるのは、「相手方に貸付若しくは預託又はこれらに類する方法による差入（以下この号及び次号において「預託等」という。）をする証拠金」とする。</p>	<p>附則 第一条（略）</p> <p>（経過措置）</p> <p>第二条（略）</p> <p>（新設）</p>